

◎新潟県告示第647号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成25年4月30日

新潟県上越地域振興局長

- 1 指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日
平成25年4月18日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
糸魚川市南寺町二丁目474番1の内、477番7、474番1地先水路	5.90	56.76
474番1の内	4.90	14.51